○外務省告示第五号

昭和四十六年八月二十日にワシントンで作成され、平成七年八月三十一日にコペンハーゲンで及び平成十二年十一月十七日にワシントンで改正された「国際電気通信衛星機構に関する協定」の第十二条(c)(ii)は、同協定第十五条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十九年一月十六日に効力を生ずる。

（平成二十八年十月十八日付けアメリカ合衆国国務省回章）

平成二十九年一月五日

外務大臣　岸田　文雄

条約十二条(c)(ii)を次のように改める。

(ii)　会社又は共同の財産である周波数割当てを使用する将来の団体が当該周波数割当てを放棄する場合、この協定に規定された方法以外の方法で当該周波数割当てを使用する場合又は破産を宣告する場合には、通告を行う主管庁は、国際電気通信衛星機構が選定された団体による中核的な原則の履行を確保できるようにするため、公的業務契約に署名した団体にのみ当該周波数割当ての使用を認める。

○外務省告示第六号

平成二十八年十二月十九日にハルツームで、スーダン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスーダン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億三千万円

3　署名者

日本側　伊藤秀樹在スーダン大使

スーダン側　フセイン・エル・シャリーフ・イブラヒム・エル・ヒンディ国際協力担当国務大臣

平成二十九年一月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十八年十二月十五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十九年一月五日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成28年12月15日	2010年4月2日	TK1573843

○文部科学省告示第一号

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成二十七年文部科学省告示第百二十四号）第二条の規定により、平成二十八年十二月二十一日付けで次の表に掲げる課程を職業実践力育成プログラムとして認定したので、同規程第六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月五日

文部科学大臣　松野　博一

学校名	課程名
山形大学	食と農のビジネス塾
一橋大学	国際企業戦略研究科経営法務専攻経営法務コース
	国際企業戦略研究科経営法務専攻経営法務コース・知財戦略講座プログラム
横浜国立大学	国際社会科学府経営学専攻（社会人専修コース）
豊橋技術科学大学	ＩＴ食農先導士養成プログラム（最先端土地利用型ＩＴ農業コース）
三重大学	工学研究科特別の課程「さきもり応用コース」
京都大学	京都大学私学経営アカデミー
山口大学	知財教育プログラムものづくり知財コース
	知財教育プログラムコンテンツ知財コース
愛媛大学	社会基盤メンテナンスエキスパート（ＭＥ）養成講座
鹿児島大学	医歯学総合研究科医科学専攻修士課程高度メディカル専門職コース
大分県立看護科学大学	看護学研究科博士課程（前期）看護学専攻実践者養成ＺＰコース
仙台大学	野外教育指導者育成プログラム
宮城学院女子大学	健康栄養学研究科健康栄養学専攻臨床栄養分野の管理栄養士のための高度専門力育成プログラム
筑波学院大学	日本語教員養成プログラム
自治医科大学	看護師特定行為研修（急性期）
	看護師特定行為研修（在宅）
	看護師特定行為研修（術後回復期）
	看護師特定行為研修（慢性期）
高崎健康福祉大学	健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻修士課程
青山学院大学	総合文化政策学研究科文化創造マネジメント専攻
	青山・情報システムアーキテクト育成プログラム
杏林大学	高齢社会における地域活性化コーディネーター養成プログラム
上智大学	グリーフケア人材養成課程（東京）
	グリーフケア人材養成課程（大阪）
多摩大学	経営情報学研究科経営情報学専攻修士課程ＤＳＢコース
	経営情報学研究科経営情報学専攻修士課程ＭＢＡコース
中央大学	戦略経営研究科履修証明プログラム「ＩｏＴ／インダストリー4.0時代の戦略経営」
東京医療保健大学	医療保健学研究科医療保健学専攻看護実践開発学領域
	医療保健学研究科医療保健学専攻感染制御学領域
	医療保健学研究科医療保健学専攻周手術医療安全学領域
	医療保健学研究科医療保健学専攻滅菌供給管理学領域
	医療保健学研究科医療保健学専攻看護マネジメント学領域
	医療保健学研究科医療保健学専攻医療栄養学領域
	医療保健学研究科医療保健学専攻医療保健情報学領域